

## 訓令

### 埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 関根郁夫

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「、指令」を削る。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。